

番 号
年 月 日

〔平成二十三年から平成二十五年までの
間にハイドロフルオロカーボンの製造、
輸出又は輸入を行った者〕宛て

経済産業大臣 名

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Fに
掲げる物質（ハイドロフルオロカーボン）の製造、輸出又は輸入の
数量の報告徴収について

特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律附
則第三条の規定に基づき、平成二十三年から平成二十五年までの間にオゾン層を
破壊する物質に関するモントリオール議定書Fに掲げる物質（ハイドロフルオロ
カーボン）の製造、輸出又は輸入の数量について報告を徴収しますので、下記の
要領に従って報告書を提出してください。

記

1. 報告の様式

報告は、別紙様式の報告書により行うこと

2. 報告書の提出期限

平成30年8月1日

3. 報告書の提出先

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

メールアドレス：gyoumu-ozone@meti.go.jp

4. 報告書の提出部数

正副各1部

(別紙様式)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（ハイドロフルオロカーボン）の製造、輸出又は輸入の数量報告書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

氏名又は名称 印

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律附則第三条の規定により、次のとおり平成二十三年から平成二十五年までの間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Fに掲げる物質（ハイドロフルオロカーボン）の製造、輸出又は輸入の数量について報告します。

記

1. 平成二十三年から平成二十五年までの間の議定書附属書Fに掲げる物質（ハイドロフルオロカーボン）の製造、輸出又は輸入の数量
別紙1のとおり
2. 記載内容照会先
 - (1) 氏名
 - (2) 役職
 - (3) 電話番号
 - (4) メールアドレス

(別紙1)

平成二十三年から平成二十五年までの間の議定書附属書Fに掲げる物質
(ハイドロフルオロカーボン) の製造、輸出又は輸入の数量

企 業 名 ()

担 当 者 氏 名 ()

電 話 番 号 ()

メールアドレス ()

議定書附属書Fに掲げる物質 (ハイドロフルオロカーボン) :

項 目	2011年 平成 23 年	2012年 平成 24 年	2013年 平成 25 年
製造量			
うち、原料用途等使用量			
輸入量			
うち、原料用途等使用量			
輸出量			

(単位：有姿キログラム)

備考：_____

議定書附属書Fに掲げる物質(ハイドロフルオロカーボン)の製造、
輸出又は輸入の数量報告書記載要領

1. 一般的事項

(1) 目的

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第3条第1項に規定するオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない議定書附属書Fに掲げる物質(ハイドロフルオロカーボン)の生産量及び消費量の基準限度の算定を行うため、平成二十三年から平成二十五年までの間に議定書附属書Fに掲げる物質(ハイドロフルオロカーボン)の製造、輸出又は輸入を行った者に対して、その報告を求めるものです。

(2) 法的根拠

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第六十九号)附則第三条の規定に基づき、経済産業大臣が実施するものです。

(3) 対象者

平成二十三年から平成二十五年に議定書附属書Fに掲げる物質(ハイドロフルオロカーボン)の製造、輸出又は輸入を行った個人又は法人を対象とします。

(4) 報告対象物質

HFC-134、HFC-134a、HFC-143、HFC-245fa、HFC-365mfc、HFC-227ea、HFC-236cb、HFC-236ea、HFC-236fa、HFC-245ca、HFC-43-10mee、HFC-32、HFC-125、HFC-143a、HFC-41、HFC-152、HFC-152a及びHFC-23並びに当該物質を含む混合物が報告の対象物質となります。混合物については、単一ガスに分配して計上してください。

(5) 提出期日

この報告書は、平成30年8月1日までに下記送付先に必ず到着するように提出をお願いします。

(6) 報告書の送付先及び問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

メールアドレス: gyoumu-ozone@meti.go.jp

電話 03-3501-4724 内線 3711

(7) 秘密の保持

上記(1)の目的に使用するため、全体を集計した上で公表する予定ですが、個々の報告書の内容については秘密を厳守いたします。

なお、報告内容について疑義のある場合には、報告された数量の妥当性確認のため、経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室より、製造管理データ、輸出入に関するインボイスの提出を求める等記載内容の照会を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

2. 記載上の注意事項

- 別紙1の表に数量を記入してください。その際、取り扱っている議定書附属書Fに掲げる物質（ハイドロフルオロカーボン）の種類の数に応じて表を追加してください。
- 数量は、すべて100%濃度に換算して、単位は有姿キログラム（kg）で表示し、小数点第一位を四捨五入して記載してください。
- 各年1月1日～12月31日を1年とする暦年における数量を記入してください。
- 大幅に製造・輸入数量等が変動した年がある場合には、その要因を備考欄に記載してください。
- その他特記事項があれば、備考欄に記入してください。

3. 用語の定義等

- 「製造量」は、自ら国内で製造した数量を指します。委託製造による製造分については、委託元の製造量として計上してください。なお、モントリオール議定書附属書CのグループIに属する物質又は附属書Fに掲げる物質（ハイドロフルオロカーボン）の製造工程において発生した附属書FのグループIIに属する物質が、当該工程の設備の外へ放出がされないまま「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年二月十日経済産業省・環境省令第七号）」別表第二の上欄に掲げるフロン類破壊施設の種類のと、同表の下欄に掲げる当該種類に応じた装置により破壊された場合は、製造量に含みません。
- 「輸入量」は、自ら直接行った輸入についての輸入通関時の数量を指します。委託輸入による輸入分については、委託元の輸入量として計上してください。
- 「輸出量」は、自ら直接行った輸出についての輸出通関時の数量を指します。委託輸出による輸出分については、委託元の輸出量として計上してください。
- 国内の製造業者又は輸入業者等から購入した量は、製造量や輸入量に含みません。
- 議定書附属書Fに掲げる物質（ハイドロフルオロカーボン）又は当該物質を含む混合物が冷媒等として設備、装置又はエアゾール製品等の使用システムの一部を構成しているものを輸入又は輸出した場合は、当該物質の量を輸入量又は輸出量に計上しないでください。
- 「原料用途等使用量」は、以下を指します。
 - ① 自らが他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等した数量
 - ② 他者が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他者に譲渡等した数量
- 「委託」について製造業者等と購入者間の取引が委託行為に該当するか否かは、一義的には当事者の協議により判断されるものです。ただし、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、以下を目安として、判断することが望ましいです。

一般に「委託」とは、本来自らが行うべき行為を他人に依頼して代わりにしてもらうことを指します。委託をされる側（受託者）が実施する行為は、委託をする側（委託者）が本来行うべき行為の代替となることから、受託者による受託業務の実施に関して、委託者が一定以上の関与をすることが出来るような契約を締結していることが通例であると考えられます。

このため、委託の解釈に際して、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、製造者や輸入者、輸出者と購入者の間で締結される契約において、委託契約に特徴的な下記の事項に係る特別な規定が複数（3つ以上）ある場合を委

託契約と判断することを目安とします。

- ① 製品の製造、加工、荷造、在庫、輸送などに関する指示に従って製造や輸入、輸出を行うべき定めに関する事項（業務指示）
- ② 製品の製造、加工、荷造、輸送等に関する事項（技術指導）
- ③ 原材料（又は荷造材料）の供給に関する事項
- ④ 機械、機具、治具、工具等の貸与若しくはそれらの維持管理責任に関する事項
- ⑤ 原料、半製品、製品等に関する所有権に係る事項
- ⑥ 引渡完了前の棚卸資産に生じた滅私、破損等損害の負担に関する事項（危険負担）
- ⑦ 委託製造に係る製品又は競合品の第三者への販売の禁止に関する事項
- ⑧ 製品製造に係る知財権の許諾に関する取り決めに関する事項